（老齢福祉年金支給規則の一部改正）

第四条　老齢福祉年金支給規則（昭和三十四年厚生省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（支給停止の解除の申請） **第三条**　昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定により老齢福祉年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）又は国民年金証書（様式第四号）の記号番号 四　（略） 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　前項の規定により同項の申請書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類 三～五　（略） 3　（略） （支給停止の申出） **第三条の二**　平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。次条において「平成十六年経過措置政令」という。）第三十一条第一項において準用する法第二十条の二第一項の規定により老齢福祉年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　個人番号又は国民年金証書の記号番号 三　（略） 2　前項の規定により同項の申出書に国民年金証書の記号番号を記載する者にあつては、同項の申出書に国民年金証書その他の記号番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。 （支給停止の申出の撤回） **第三条の三**　平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する法第二十条の二第三項の規定により老齢福祉年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　個人番号又は国民年金証書の記号番号 三　（略）	（支給停止の解除の申請） **第三条**　昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する昭和六十年改正法第一条の規定による改正後の国民年金法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定により老齢福祉年金の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　国民年金証書（様式第四号）の記号番号 四　（略） 2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　国民年金証書 三～五　（略） 3　（略） （支給停止の申出） **第三条の二**　平成十六年度、平成十七年度及び平成十九年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号。次条において「平成十六年経過措置政令」という。）第三十一条第一項において準用する法第二十条の二第一項の規定により老齢福祉年金の支給停止の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　国民年金証書の記号番号 三　（略） 2　前項の申出書には、国民年金証書を添えなければならない。 （支給停止の申出の撤回） **第三条の三**　平成十六年経過措置政令第三十一条第一項において準用する法第二十条の二第三項の規定により老齢福祉年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一　（略） 二　国民年金証書の記号番号 三　（略）